

第 362 回開発審査会承認
令和 4 年 7 月 11 日施行

運用基準 3 (通称) 広野ゴルフ団地における自己用住宅【包括承認基準】

(通称) 広野ゴルフ団地内における自己用住宅に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 申請地が別図に示す(通称) 広野ゴルフ団地内にあること。
- 2 申請者が所有している土地又は取得することが売買契約書等により確認できる土地であること。
- 3 敷地面積が 200 m²以上あること。ただし、平成 10 年 1 月 1 日前に分筆された土地である場合は、この限りでない。
- 4 予定の建築物が自己の居住の用に供する 1 戸の専用住宅であり、これにふさわしい規模、構造、設計等のものであること。
- 5 敷地内の既存擁壁の構造や安全性をあらかじめ確認し、必要に応じて補修等を行うこと。
- 6 敷地の地盤高さは原則変更しないこと。ただし、駐車場確保などやむを得ず変更する場合で、隣接擁壁の安全性に支障がないことが確認できる場合はこの限りでない。

運用基準3 (通称)広野ゴルフ団地の区域

